

災害時における施設使用等に関する  
協 定 書

岡 山 県  
岡 山 県 警 察 本 部  
岡 山 県 遊 技 業 協 同 組 合

## 災害時における施設使用等に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）、岡山県警察（以下「乙」という。）及び岡山県遊技業協同組合（以下「丙」という。）は、岡山県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における丙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における甲、甲の指定する防災関係機関（以下これらを「甲等」という。）及び乙による災害対応を円滑に行うため、丙の組合員が管理する施設を、甲等及び乙の活動拠点並びに住民の一時避難場所として使用することについて必要な事項を定めるものである。

（対象施設）

第2条 本協定の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、岡山県内に所在する丙の組合員が管理する施設の駐車場部分とする。ただし、店舗部分等の使用が必要な場合は、その都度、甲又は乙と丙が協議の上、決定する。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、災害時において、円滑な災害対応のために対象施設の使用が必要と認められる場合は、丙に対し、協力の要請をすることができる。ただし、甲の指定する防災関係機関が対象施設の使用について必要と認められる場合は、甲を通じて丙に対して協力の要請を行うものとする。

2 前項の要請は、施設等使用要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、適宜の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第4条 丙は、前条の規定により要請を受けたときは、協力をするよう努めるものとする。

（費用負担）

第5条 丙は、第3条の規定により要請を受けたときは、甲等及び乙の対象施設の使用は、無償とする。

（補償）

第6条 第3条の規定により対象施設の提供を受けた者（以下「施設使用者」という。）及び一時避難した住民の責めに帰すべき事由により、対象施設及び備品等を滅失若しくは破損したときは、施設使用者が補償責任を負うものとする。

（情報共有）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定締結日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（様式第2号）を作成し、相互に交換するものとする。

2 丙は、対象施設一覧表を毎年1回、甲及び乙に提供するものとし、施設に変更等があった場合は、その都度、甲及び乙に報告するものとする。

3 甲及び乙は、丙から提供された対象施設一覧表について、必要に応じて市町村、その

他の関係機関と共有することができるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙から特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙の三者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

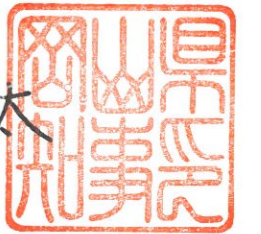
令和5年2月9日

甲 岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

伊原木 隆太



乙 岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県警察

岡山県警察本部長

檜垣 重臣



丙 岡山市北区青江5丁目24番26号

岡山県遊技業協同組合

理事長

子原 利花

